

病院・医療等対策特別委員会

▶ 特別委員会の協議経過

■ 第18回特別委員会

- 1) 期日 令和4年6月17日(金)
- 2) 内容 坂下診療所・坂下老人保健施設民営化に向けた公募について
- 3) 報告事項(主なもの)
坂下診療所・坂下老人保健施設民営化に向けた公募について

▶ 主な質疑

Q：病床100床は、2法人が100床程度の病床運営を希望され、それを中津川市が必須条件にしたのですか。

A：法人として経営していく上で4階の病床100床の活用が必要という、先方の要望です。

Q：先方が病床100床を必須条件にするということは、中津川市に何か要望したいことがあるのではないですか。病床100床を運営するとなると、市からの補助金等がありますか。

A：要望は、特にありません。

また、病床100床を運営する上での補助金は考えていません。

Q：この民営化は譲渡ですか。

A：最終的には譲渡したいと考えております。最長2年間は無償貸与も可能として募集をかけたいと思っています。

Q：経営がうまくいかなかった場合、撤退されるかもしれない。

万が一撤退した場合、坂下診療所の患者さんの受け入れ先はどうなりますか。

A：撤退することになった場合は、その法人が受け持っている患者さんを、市民病院も含めて、他の医療機関等を紹介し、その患者さんたちと連携を図りながら調整をしていくと認識しております。

Q：内科と透析医療は必須と条件付けしていますが、それ以外の診療科目は、なぜ必須としないのですか。

A：平成28年と平成30年に行った民営化の調査で、市の方から医療機能の要望が強かったため、興味を示してくれる法人がいませんでした。

その経験から、内科、透析医療に関しては必須条件とし、その他については条件をつけていません。現在有していない診療科の提案なども可能性がありますので、法人側からの提案をしていただくという形にしております。

Q：土地が買収できない場合はどうなりますか。

A：地権者は現在4名で、土地の取得に向けて交渉しております。土地が買収できない場合、プロポーザルで一位の法人と協議し進めます。

Q：借入金25億円は、中津川市が支払うということですか。

A：市で借りている起債（借金）については、市で返すこととなります。

Q：補助金返還は必要ないと認識しているということですが、どういう補助金ですか。

A：補助金の種類は、がん診療施設整備事業、不足病床地区病院整備事業など、病院を建設した当時の補助金です。病院から診療所が変わったときに、財産処分申請をして承認を受けておりますので、補助金の返還はないことになっております。

Q：運用開始が令和5年4月1日となっています。期間が短いですが大丈夫ですか。

A：大変期間が短いですが、興味があった法人とヒアリングする中で、令和5年4月1日から運営したいという意向もあり、これを目標にしています。協議をする中で、ずれ込んでいく可能性もありますが、これを目標に取り組んでいきたいと思っております。

Q：職員の処遇について、職員には、説明をされていますか。

A：令和3年、市長から坂下診療所は民営化を進めるという方針が出されて、職員には説明しております。相手先が決まった段階で給与体系を把握し、職員に説明しながら進めていきたいと思っております。

Q：選定委員会は、どういうメンバーですか。第三者など中津川市以外からメンバーを募ることはないですか。

A：まだ確定しておりませんが、理事、副市長、どちらかが委員長、病院事業部の管理職が選定委員のメンバーに入ります。第三者を募ることは今のところ考えておりません。

Q：この坂下診療所・坂下老人保健施設の民営化について、地域への説明は考えていますか。

A：現時点において、説明会は予定しておりません。民営化のめどがついた時点で地元区長会等への説明は必要であると思っております。

Q：民営化で坂下診療所の病床が100床となった場合、市民病院との患者の割り振りはどうなりますか。

A：100床のスペースがありますが、100床できるということではありません。基本的には、回復期、慢性期の急性期後の病床と認識しています。提案をしていただく法人から内容を聞き、市民病院と医療体制が重複する部分や、キャパオーバーにならないかも十分考慮しながら、打ち合わせをしていきたいと思っております。

Q：中津川市民病院のあり方検討委員会は、どういうメンバーを想定されていますか。

A：学識経験者、市民の代表者、医療関係者、その他市議会からも選出いただくよう考えております。